

企業の視点からみたFTA利用状況

早川 和伸

●使われないFTA?

一九九三年にASEAN自由貿易地域(AFTA)が発効して以来、ASEANは段階的に域内関税を引き下げてきた。その後、この協定を見直した、より包括的なASEAN物品貿易協定(ATIGA)が二〇一〇年に発効した。その結果、先行六カ国による域内

表1 MFN 税率もしくは ATIGA 税率がゼロの品目数シェア

	対象年	対象品目数	無税シェア(%)
ブルネイ	2014	9,916	99.99
カンボジア	2014	9,558	46
インドネシア	2013	8,734	99
ラオス	2014	9,543	79
マレーシア	2010	10,389	99.5
ミャンマー	2011	8,630	61
フィリピン	2013	10,876	99
シンガポール	2013	9,558	100
タイ	2014	9,557	99.9
ベトナム	2014	9,542	74

(出所) World Integrated Trade Solution.

向け関税率は九九%以上の品目で既に無税となっている(表1)。そして後発国においては、現在、関税低下が進められているところである。こうして域内における経済統合を進めるとともに、AECブループリントの四番目の柱である、「グローバル経済への統合」を目指し、ASEANは五つのASEANプラス1のFTAを締結し、東アジア、南アジア、太平洋地域における主要貿易国との関税低下に努めてきた。またASEAN各国は、個別に二国間の自由貿易協定や経済連携協定(まとめてFTAと呼ぶ)を締結し、さらなるグローバル経済への統合を進めている。

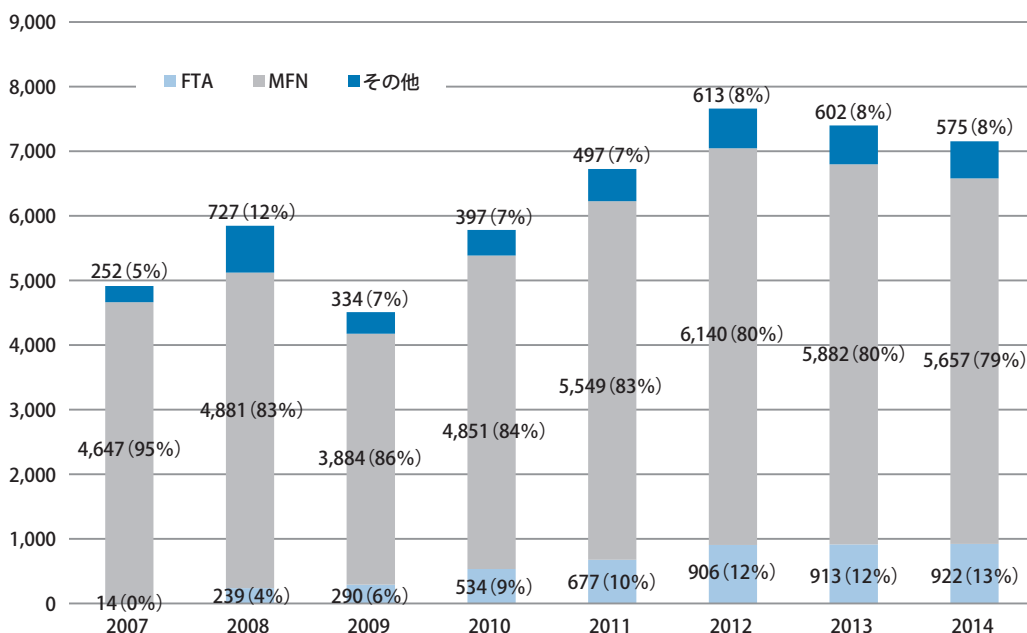
このようにASEANでは数々のFTAの締結を通じて、関税低下が進められてきた。しかしながら、こうして導入されたFTA税率、FTAスキームが実際にはそれほど利用されていないとの指摘も一部ある。それにはいくつかの理由が挙げられる。第一に、これまでASEANが締結したFTAのなかには、必ずしも自由化の程度の高くないFTAが含まれている点である。例えば、ASEAN・インドFTAにおいて、ミャンマーとベトナムは、全体の二割の品目を除外品目とし、これらの品目では全く関税削減が行われない。インドネシアでも、即時撤廃される品目は全体の半数のみである。第二に、原産地証明等、企業がFTAスキームを利用するための手続きを十分に理解できないためである。第三に、投資インセンティブ等、その他の関税還付制度があることにより、必ずしもFTAスキームを利用する必要がないためである。第四に、多くのF

TAが乱立することによって、スバゲティ・ボウル現象、もしくはヌードル・ボウル現象が起こると言われている。これらの定義には様々なものがあるが、いずれにせよ、FTAの増加とともにルールも増加することで、煩雑さが増大し、FTA数の増加分ほどFTAスキームによる貿易が増加しないということである。

●タイにおけるFTA利用状況

ASEANでは本当にFTAがほとんど利用されていないのであろうか。ここではタイの輸入を対象に、実際にどの程度FTAスキームを用いた貿易が行われているのかを確認する。図1は、関税スキーム別の輸入額の推移を示している。この図から、確かに二〇〇〇年代においては、FTAスキームはほとんど使われず、また最恵国待遇(MFN)スキームのみならず、その他スキームよりも用いられていなかったことが分かる。しかしながら、徐々にではあるが、着実にFTAスキームによる輸入の構成比が伸びている。とくに、二〇一〇年以降は、その他スキームよりもFTAスキームによる輸入のほうが多い。唯一、FTAス

図1 タイにおける関税スキーム別輸入額の推移（10億パーツ、構成比）



(出所) Nuttawut Laksanapanyakul 氏に対するヒアリングをもとに作成。

表2 FTA 別利用輸入企業数 (タイ、全商品、2013年)

FTA 名	利用輸入企業数
ATIGA	5,584
AANZ	137
ASEAN・中国	14,468
ASEAN・インド	800
日 ASEAN	305
ASEAN・韓国	2,014
日タイ EPA	2,004
オーストラリア・タイ FTA	671
タイ・インド FTA	68
タイ・ニュージーランド FTA	321
タイ・ペルー FTA	81

(注) 複数の FTA を同時に利用している場合、それぞれの FTA にカウントしている。

(出所) 図1に同じ。

表3 輸入企業当たり利用 FTA 数 (タイ、全商品、2013年)

FTA 数	輸入企業数
1	14,847
2	6,404
3	3,000
4	1,292
5	565
6	210
7	119
8	16

(出所) 図1に同じ。

キームによる輸入額が一貫して増加している。このように、近年、着実に FTA スキームを用いた貿易が相対的に多くなっており、貿易増加に貢献している。

次に、企業レベルの視点に立つて、タイにおける FTA 利用状況を確認しよう。表2は、二〇一三年における、FTA 別の利用輸入企業数を示している。とくに、ASEAN・中国 FTA スキームの利用が多く、次に ATIGA の利用企業数が多い。ASEAN・中国 FTA スキームにいたっては、実に一万五〇〇社が利用している。タイにおける全輸入企業数は八万社程度であるため、全体の二割程度の輸入企業が本スキームを利用していることになる。また、複数の FTA を同時に利用している企業も存在する。表3は、二〇一三年のタイにおいて、輸入企業当たりの利用 FTA 数を示している。結果として、一〇〇社程度が同時に四つ以上の FTA を利用していることが分かる。これらのことから、ASEAN における FTA 網を活用している企業が確かに存在していることが分かる。

ASEAN・中国 FTA スキームにいたっては、実に一万五〇〇社が利用している。

● 累積の活用

さらに、FTA の高度な利用を

している企業も存在する。ASEAN が締結している FTA では、原産地規則を順守する際に、「累積」という方法が認められている。今、A 国、B 国、C 国、D 国の四カ国が存在して、うち A 国、B 国、C 国の三カ国で FTA が締結されたとする。そして、B 国がある商品を A 国に輸出する状況を考えよう。今、B 国がこの商品を、FTA スキームを用いて A 国に輸出するためには、当該商品が B 国で「十分に生産された」ものでなければならぬ。このことは、「B 国原産である」と呼ばれる。つまり、輸出される商品が、B 国で生産された中間財をもとに、B 国で生産されていないなければならない。もし本商品が、FTA メンバーでない D 国で生産された中間財を投入して生産されているならば、

ASEAN が締結している FTA では、原産地規則を順守する際に、「累積」という方法が認められている。今、A 国、B 国、C 国、D 国の四カ国が存在して、うち A 国、B 国、C 国の三カ国で FTA が締結されたとする。そして、B 国がある商品を A 国に輸出する状況を考えよう。今、B 国がこの商品を、FTA スキームを用いて A 国に輸出するためには、当該商品が B 国で「十分に生産された」ものでなければならぬ。このことは、「B 国原産である」と呼ばれる。つまり、輸出される商品が、B 国で生産された中間財をもとに、B 国で生産されていないなければならない。もし本商品が、FTA メンバーでない D 国で生産された中間財を投入して生産されているならば、

表4 AJCEP を用いた輸出額の上位品目
(タイ、2013年)

輸入国	HS2桁	品名	HS6桁例
カンボジア	52	綿および綿織物	520939
ラオス	52	綿および綿織物	520819
	54	人造繊維製品	540752
ベトナム	52	綿および綿織物	520932
	54	人造繊維製品	540752
	39	プラスチックおよびその製品	390210

(出所) 図1に同じ。

表5 AJCEP を用いた輸入額の上位品目
(日本、2014年)

輸入国	HS9桁	品名
カンボジア	611030022	トレーナー
	611012020	カシミヤ毛製上着
ラオス	611596000	合成繊維製靴下(その他)
	630790010	その他紡織用繊維製品
ベトナム	030617200	川エビ等
	630260000	トイレットリネンおよびキッチンリネン

(出所) 財務省貿易統計を用いて計算。

(多くの場合) B国で「十分に生産された」とはみなされず、すなわちB国原産として認められず、本商品をA国に対してFTAスキームを用いて輸出することはできず、MFNスキームなど一般スキームを用いて輸出することとなる。

一方、本商品が、同一のFTAメンバー国であるC国(およびA国)で生産された中間財を用いて生産された場合は、B国で「十分に生産された」とみなされる。これが累積という規定であり、他国で生産された中間財を用いて生産された商品でも、それがFTAメンバー国であるC国で生産された

要がある。当該中間財をC国からMFNスキーム等、当該FTAスキーム以外のスキームで輸入している場合は、累積が認められず、B国で「十分に生産された」とはみなされない。C国からB国に本中間財をFTAスキームで輸出するためには、当該中間財がC国で「十分に生産された」ものでなければならぬ。そのため、B国が、単純にD国で生産された中間財を、C国を迂回、経由して輸入しようとしても、C国からの中間財をFTAスキームで輸入できない。その結果、当該中間財を使用してB国で生産された商品は、B国で

中間財ならば、当該商品はB国原産として認められるという規定である。ただし、B国がC国から中間財を輸入する際には、当該FTAスキームを用いて輸入している必

「十分に生産された」とはみなされず、A国に対してFTAスキームを用いて輸出されることはできない。

このように、累積規定は複雑なため、FTAの高度なルールといえよう。しかしながら、このルールをうまく活用している企業がASEANにも存在している。ここでは日・ASEAN・FTA(AJCEP)を例にみる。表4は、二〇一三年における、タイからAJCEPを用いて輸出された上位品目(金額ベース)を示している。ここではとくに、カンボジア、ラオス、ベトナム向けの輸出を示している。この表から、タイからこれらの国に対して、AJCEPスキームを用いて、綿織物が多く輸出されていることが分かる。さらに表5は、二〇一四年における、これらの国からの日本のAJCEPを用いた輸入の上位品目(金額ベース)を示している(二〇一三年も同様の傾向を示す)。ベトナムの川エビを除くと、これらの国から日本に対するAJCEPを用いた輸出において、縫製品が圧倒的に多いことが分かる。

ベトナムに輸出され、それらの国がその生地を用いて縫製品を生産し、日本に輸出する、というAJCEPスキームの累積規定を活用した一連の流れが推察できる。とくに、タイからカンボジアに浸染した綿織物(HS20939)を、ラオスに漂白していない綿織物(HS20819)を輸出する際には、AJCEPスキームで輸出してもMFN税率と同率の関税を支払う必要がある(つまり特惠対象ではない)。ベトナムへの浸染した綾織物(HS20932)の輸出においても、AJCEPスキームのみならず、ATIGAスキームが最低特惠税率を提供しており、5%である。さらに、本綾織物に関する原産地規則において、ATIGAはAJCEPで定められているルールに加え、付加価値基準との併用を許容しているという点で、ATIGAにおける原産地規則のほ

うが満たしやすい。すなわち、縫製品を日本に輸出する際に、累積ルールを活用することでAJCEPスキームを用いること以外に、これらの生地をタイからAJCEPスキームで輸出する積極的な理由はないのである(ただし、日ベトナム経済連携協定でも本綾織物の

原産性においてASEAN累積が認められているため、日ベトナム経済連携協定に比べ、AJCEPを積極的に利用する理由は明らかでない。

ラオスを例に、さらに詳しく見てみよう。タイから本綿織物を輸入する際には、一〇%のMFN税率がかかる。前述したとおり、これはAJCEPスキームで輸入しても同様である。一方、AJCEPスキームでなく、ATIGAスキームで輸入すれば無税となるが、本綿織物をATIGAで輸入し、縫製品(HS61159600)を生産した場合、これを日本向けにAJCEPスキーム(無税)で輸出する際にはラオス原産とならず、日本の通関時にMFN税率の六・六%がかかる。すなわち、このタイ、ラオス、日本という貿易フローのなかで、日本で綿織物を輸入する過程で六・六%の関税を支払うか(AJCEPの利用)、ラオスで縫製品を輸入する過程で一〇%の関税を支払うか(ATIGAの利用)、という問題となる。一般に、下流ほど商品価格が高くなり、また実際、日本のラオスからの本縫製品の全輸入がAJCEPスキームによるため、結果として前者の

ほうが関税支払の総額が小さくなるのであろう。このように、多くのFTAが存在し、スパゲティ・ポウル現象などと呼ばれているが、そのなかでも関税支払の節約という意味で、最適な貿易フローを選択している企業が確かに存在するのである。

実は、これらラオス、カンボジアの例は、さらに複雑な問題の最適フローとなっている。これらの国から日本に縫製品を輸出する際には、AJCEPスキームのみならず、後発開発途上国に対する特別特惠スキーム(LDCスキームと呼ぶ)が利用可能である。通常、FTAにおいては、必ずしもすべての品目で関税削減が行われるわけではなく、また必ずしも無税となるわけではない。一方で、LDCスキームはほとんどすべての品目で無税輸出が可能となる。実際、AJCEPを用いなくても、ラオスおよびカンボジアはLDCスキームを用いることで、前記縫製品を無税で日本に輸出することができる。しかしながら、LDCスキームの場合、タイなどその他ASEAN諸国からの投入品を累積できない。つまり、タイからの綿織物を用いて生産された縫製品は、

ラオス原産およびカンボジア原産とならず、LDCスキームがそもそも利用できない(ただし、原産地規則の改定により、二〇一五年より本ケースでもLDCスキームが利用できるようになった)。このように、FTA間の違いのみならず、LDCスキームとの違いも考慮しながら、より有利な戦略を選択している企業が確かに存在する。

●望ましいFTAとは

以上、ASEAN諸国によるFTAスキームの利用状況をみてきた。とくに、多くのFTAが存在し、また国によってはLDCスキームなど、その他の特惠スキームがあるなか、自身の生産構造にあって、関税支払の節約という意味で最適な関税スキームを選択している企業の姿が確認された。ただし、こうした最適解を模索できるのは一部の大企業のみであろう。ほとんどすべての企業にとって、各FTA間の違い、そしてそうした違いが自身の生産活動や貿易とどう関わってくるのかを理解するのも困難であろう。しかしながら、このような複雑性は、地域一帯を包括し、「適切に」デザインされたFTAが存在すれば回避できる。

地域一帯を包括するFTAとして、現在交渉が進められている東アジア地域包括的経済連携(RCEP)が挙げられる。このRCEPが「適切に」デザインされれば、より多くの企業が、現在のFTA網における最適な貿易フローを結果として達成することができる。たとえば、地域内に現存するFTAのなかで、最低の特惠税率となるように譲許表を作成し、最もビジネス・フレンドリーな原産地規則を設定するだけでも、どのFTAの特惠税率が低いか、どの原産地規則を順守可能か、逐一チェックする必要がなくなる。しかしながら、現在のRCEPの交渉はこのような方向に進んでおらず、残念ながら、比較検討しなければならぬFTAスキームがひとつ増えるだけの結果になるであろう。

(はやかわ かずのぶ/アジア経済研究所 経済地理研究グループ)
 ※本稿を作成するにあたり、椎野幸平氏(日本貿易振興機構)、Nuttawit Laksanpanyakul氏(タイ国家開発研究所)から有益なコメントをいただいた。ここに記して謝意を示したい。ただし、残る誤謬の責任は筆者に帰する。